令和２年５月２９日

保護者の皆様へ

岸和田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防のお願いと学校園での対応について

平素は学校園の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、６月から学校が再開し、授業が行われますが、新型コロナウイルス感染症の予防について、各ご家庭におかれましては、引き続き、３つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けるとともに、お子様のマスクの着用や手洗い等感染防止の徹底及び健康状態の把握に努めていただきますようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止ならびに学校園の臨時休業の対応については、次のとおりとします。

登校園に際し、不安がある場合は、学校園にご相談ください。

記

１．日常の健康状態の把握について

〇登校園前にお子様の毎朝の検温、健康状態を確認してください。

〇発熱や風邪症状がある場合は、登校園させず、自宅で休養させてください。

・発熱（平熱より高い場合）

・風邪症状（咳・のどの痛み・鼻水（鼻炎を除く）・だるさ・頭痛・下痢・嘔吐・においや味がしない等、平常と異なる体調の場合）

〇学校園にて発熱や風邪症状を確認した場合は、連絡を入れますのでお迎えをお願いします。

２．児童生徒等を出席停止として取扱う場合について

〇児童生徒等の感染が判明した場合（治癒するまで）

〇児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合（感染者と最後に濃厚接触をした日から２週間）

〇発熱や風邪症状がみられる場合（症状がなくなるまで）

３．児童生徒や教職員等の感染が判明した場合の対応について

児童生徒や教職員等の感染が判明した当日及び翌日については、保健所の調査や学校園の消毒作業のため、学校園を臨時休業とします。これらに時間を要する場合は、翌々日以降も必要日数を臨時休業とします。

その後については、感染者本人の学校園内での活動状況、他者との接触状況等を考慮したうえで判断される保健所の指示に基づき、臨時休業の期間、範囲（学級単位、学年単位、学校全体）を決定します。

また、始業時刻以降に感染が判明した場合は、その時点で速やかに下校・降園の措置をとります。